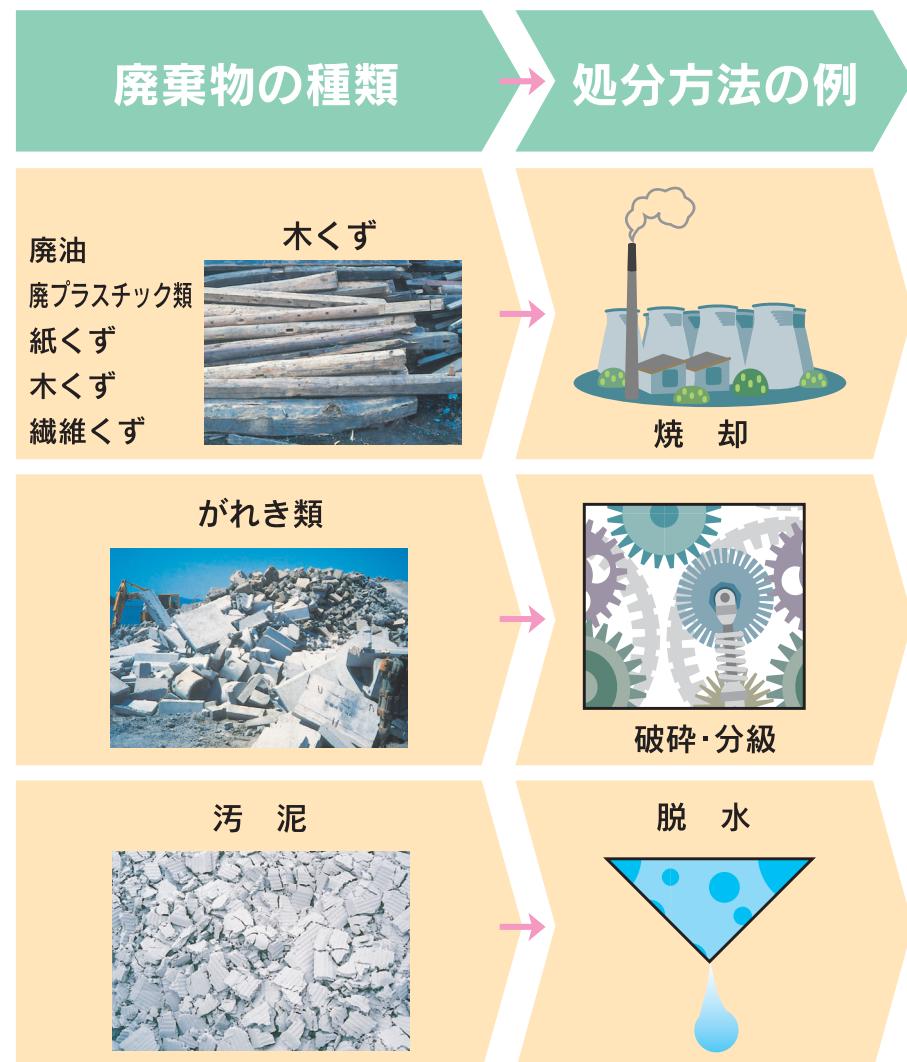


# 産業廃棄物の中間処理

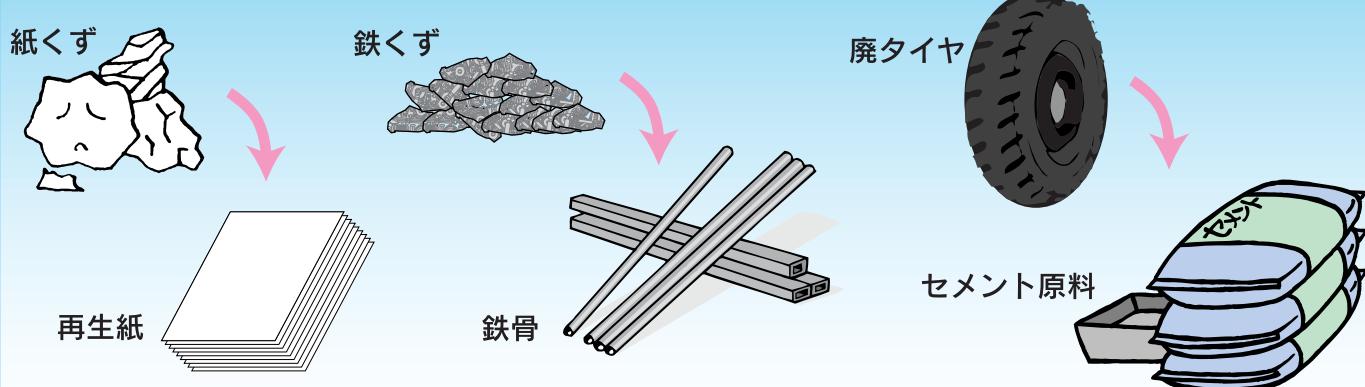
左ページの産業廃棄物は、必要に応じて以下のような処理がされます。これを中間処理と言います。中間処理された産業廃棄物は再利用・再生利用(リサイクル)されますが、リサイクルできないものについては、右ページの最終処分場で埋立処分されます。



(注)上の表は、中間処理の主なものを記載しています。

リサイクル

## 産業廃棄物のリサイクル例



# 最終処分場の種類

最終処分場には3つの種類がありますが、このうち、公共関与で整備する最終処分場は、管理型最終処分場といいます。

## 1 管理型最終処分場

雨水に触れると汚水を発生させるおそれがあるものを埋め立てるための処分場です。

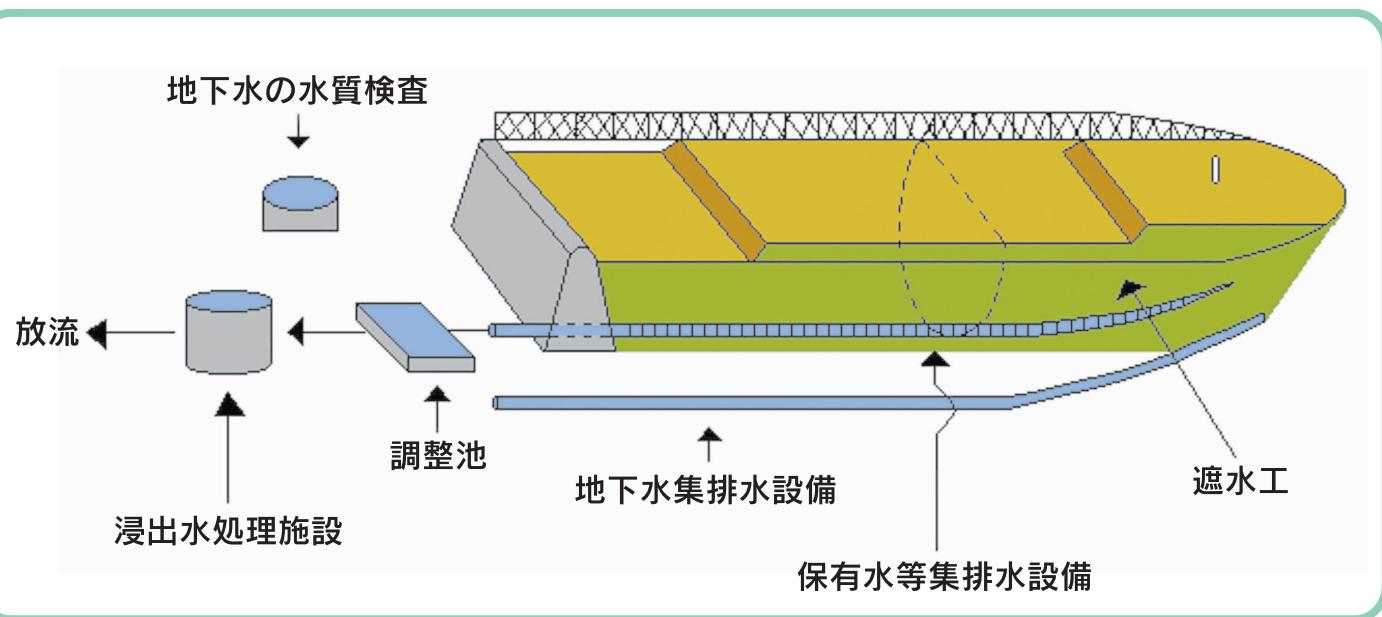
このため、2重の遮水シートなどによる遮水工を設置して、廃棄物に触れた水が外部に漏れない構造となっており、内部にたまつた水は保有水等集排水設備により集水し、浸出水処理施設で浄化して放流する構造となっています。

この施設は、埋め立てられた廃棄物が汚水を出さなくなる（安定化する）まで環境に影響を与えないよう適正に管理していきます。

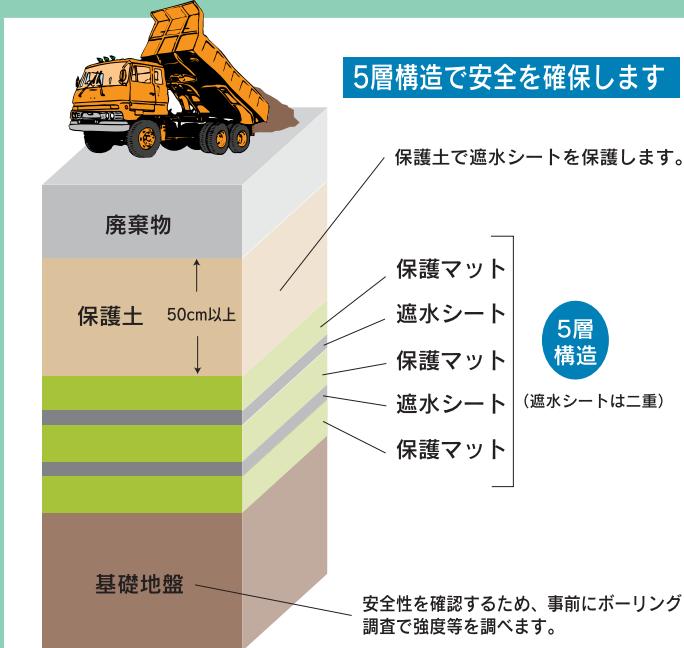
また、ここに埋立処分することができる廃棄物は、燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、鉱さいなどです。

これらの廃棄物は、無害であることが確認されたうえで、法令の埋立処分基準に基づき、埋立処分されます。

※「無害」とは、廃棄物に含まれる有害物質の量が法令で定める判定基準以下であることをいいます。



## 【遮水工の例】



- 左に遮水工の一例を示しました。底面、側面に遮水シート、保護マットを設置することにより、汚水を地下へ浸透させません。

これを上図の保有水等集排水設備によって集め、浸出水処理施設に送ります。

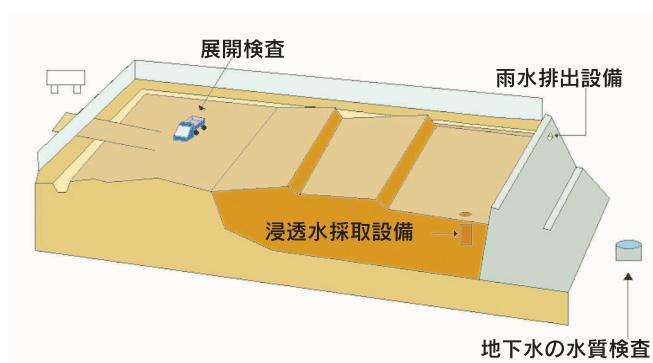
- 浸出水処理施設では、集めた浸出水を法令の基準に適合する水質になるまで浄化して排水します。

## 2 安定型最終処分場

化学的に性質が安定していて、雨水に触れても汚水を発生させない安定型の産業廃棄物を埋め立てるための処分場です。

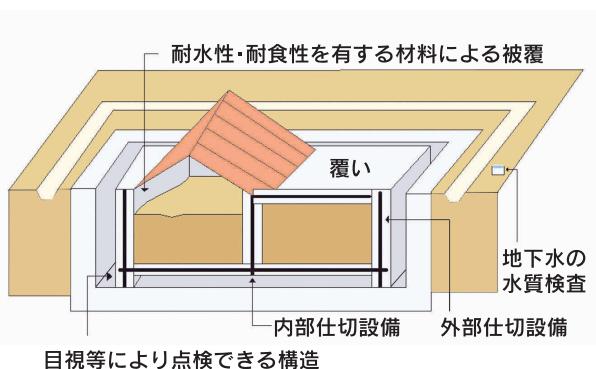
このため、遮水工は設置されておりません。

安定型最終処分場では、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの安定5品目に限って埋立処分することができます。



## 3 遮断型最終処分場

外部と完全に遮断されるように堅牢なコンクリート構造で造られ、周辺環境から廃棄物を隔離する機能を持った処分場です。そのため、水質汚濁防止法に定められている人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を溶出させる危険性のある有害産業廃棄物に限って、処分されます。



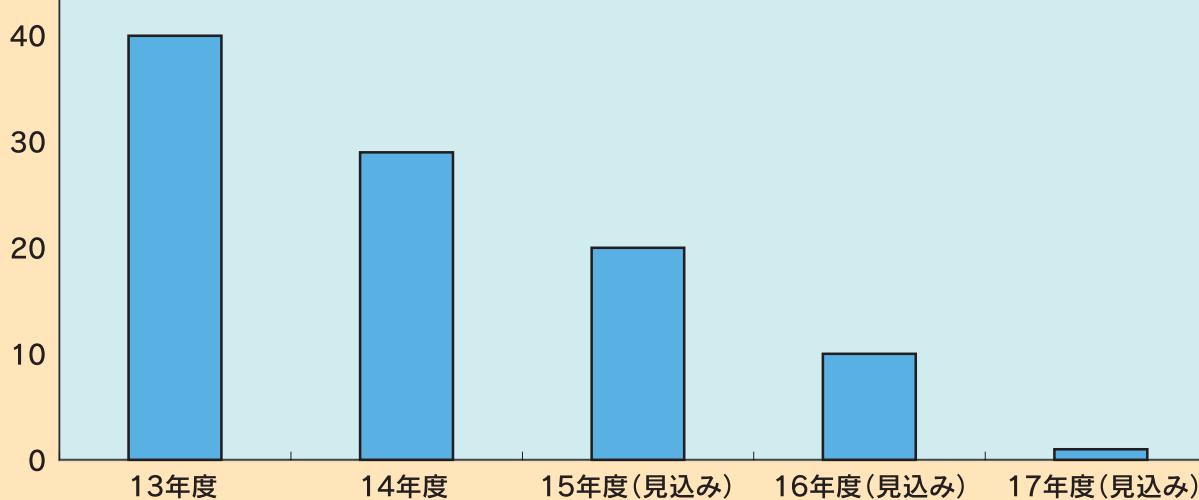
## 「公共関与」とは

産業廃棄物は、これを排出する者(排出事業者)が適正に処理(焼却、破碎、脱水などの中間処理や最終処分)しなければいけません。これを処理するために必要な施設の確保についても、排出事業者自ら又は民間処理業者による確保が基本です。

しかし、現在、県内における民間処理業者が設置する管理型最終処分場は、現状のまま推移すれば、平成17年度中には不足することが予想されています。

民間処理業者が設置する管理型最終処分場の残余容量の推移(見込み)

単位:万m<sup>3</sup>



この管理型最終処分場が無くなれば、産業廃棄物を適正に処理できなくなるわけですから、不法投棄が増えるおそれがあります。また、県内の産業活動等にも影響を与えることになってしまします。

このため、本来は民間で整備すべき産業廃棄物管理型最終処分場を、県等が中心になって整備しようというのが「公共関与」です。



# 公共関与 Q&A

Q

なぜ、管理型最終処分場が必要なのですか？

A

県内の民間処理業者が設置する産業廃棄物の管理型最終処分場の残余容量は、平成14年度末現在で約30万m<sup>3</sup>であり、このまま新たな処分場の立地がなければ平成17年度中には不足することが予想されます。

最終処分場がなくなれば産業廃棄物は行き場を失い、不法投棄が増えたり、産業活動への影響が懸念されるため、早急に管理型最終処分場を整備する必要があります。

Q

管理型最終処分場では何を埋め立てるのですか？

A

管理型最終処分場に埋立処分することができる廃棄物は、燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、鉱さいなどです。

これらの産業廃棄物は、無害であることが確認されたうえで法令で定める埋立処分基準に基づき、埋立処分されます。

ここで言う「無害」であるとは、廃棄物に含まれる有害物質の量が法令で定める基準以下であることをいいます。

Q

地下水汚染などの周辺環境への影響はないのですか？

A

埋立地に雨が降ると、雨水が埋め立てられた産業廃棄物の中を浸透するため、この浸出水が地下に浸透し、地下水等を汚染することのないような措置が必要となってきます。

このため、埋立地の底面及び側面には遮水シート（遮水工）を敷いて浸出水の地下への浸透を防ぎ、これを集排水管によって浸出水処理施設に集め、地下に浸透することを防ぎます。

浸出水処理施設では、この浸出水を法令で定められた基準に適合する水質に浄化して排水しますので、埋立地周辺の地下水等へ影響を与えることはありません。



## 皆様のご理解とご協力をお願いします。

### お問い合わせ先

熊本県環境生活部廃棄物対策課（公共関与推進室）

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1

R100  
古紙配合率100%再生紙を使用しています

TEL096-383-1111(代) FAX096-383-7680

16 環 廃対

④ 001